

南城市民の方へ

## 2025年度 南城市産後ケア事業のご案内

南城市では、出産後の育児への不安や自分のペースで過ごせないストレスなどが重なり、特に支援が必要な産婦さんと赤ちゃんを対象に「産後ケア事業」を実施しています。産婦さんと赤ちゃんへ心身のケアや育児のサポートを行い、利用にかかる費用の一部を南城市が負担します。

 利用対象者	① 南城市に住民票がある、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん ② お母さんのからだと心のケアや栄養、休息等を必要とされる方 ③ 育児に関する相談やアドバイスを必要とされる方					
 ケアの内容	・産後のからだところのケアや休養に関する相談 ・赤ちゃんの健康や発育の観察 ・沐浴、授乳等の育児手技の相談・・・など					
実施機関など	実施機関	所在地・連絡先	訪問型	通所型(3時間)	通所型(6時間)	宿泊型
	うえむら病院	中城村字上原803-3 TEL 098-895-3535				○ (生後2か月まで)
	ゆいクリニック	沖縄市登川2444-3 TEL 098-989-3801		○ 双子要相談	○ 双子要相談	○ (生後4か月まで) 双子の受入れ難しい母子同室
	母乳育児相談室 春 助産師 鳥袋春美	南城市佐敷字新開1-226 TEL 090-5740-1411	○	○		
	エナ・助産所 助産師 吉澤さなえ	南風原町津嘉山836-10 TEL 090-1347-0341		○	○	
	ママケアハウス・さくら 助産師 吉澤さなえ	与那原町字上与那原207 2F TEL 090-1347-0341		○	○	
	かみや母と子の クリニック	糸満市阿波根1552-2 TEL 098-995-3511		○ (生後8か月未満)	○ (生後8か月未満)	○ (生後8か月未満)
	助産院珊瑚 助産師 大城華子	糸満市西崎町3-216 セカンドコア TEL 090-1943-9511		○	○	
	たから産婦人科	那覇市上間171番地 TEL 098-853-3511		○ (生後4か月未満)	○ (生後4か月未満)	
	事業の種類	利用回数	利用額		市の負担	未届けの利用変更等のキャンセル料
訪問型(3時間) ※1	1～5回目	6・7回目	1,200円	12,000円	1,200円	
通所型	(3時間)		0円	1,200円	1,200円	
	(6時間)		0円	2,200円	2,200円	
宿泊型(1泊2日)	1,800円	4,300円		43,000円	4,300円	
利用料(利用者負担額)	※1回あたりの利用料金となります。					
及び利用回数	※宿泊型・通所6時間型の食事代は自己負担人となります。利用施設によって異なりますが、概ね1食1,500円程度になります。直接施設へお支払い下さい。 (産婦さんの食欲や疲労回復のための食事提供になっています) ※訪問型・通所型・宿泊型は組み合わせて7回まで利用可 ※市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用料金、キャンセル料は免除。(食事代の負担有ります)					
利用にあたっての注意	※転入者で前市町村で利用された方は申告をお願いします。 ※訪問型は産後ヘルパーではありませんので、乳児だけの見守り・買い物・掃除・洗濯等の家事は行いません。また、対象乳児以外のお預かりは行いません。 ※感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は、利用の対象外です。 ※課税状況が確認できない場合は、利用料金免除の対象外となります。 ※利用料は、利用当日に直接お支払いください。 ※キャンセルする場合は、 <u>利用予定日前日17時まで</u> に必ず実施機関に連絡してください。 連絡がない場合は、キャンセル料が発生するとともに1回利用したものとみなします。					

# 利用までの流れ

## 連絡・相談

助産師訪問時や保健師訪問時など南城市役所健康増進課に「産後ケア事業を利用したい」旨をご相談ください。

※産婦さんのご家族からの相談も可能です

※転入者で前市町村で利用された方は申告下さい。

## 面談

担当保健師等が利用者さんと面談し、心身の健康状態や育児の不安などについてお話をうかがいます。

※状況によっては、産後ケア事業以外のサポートが適切となる場合があります。

## 利用の申請

(申請に必要なもの)

- ①南城市産後ケア事業利用申請書兼同意書
- ②課税状況を確認できる書類

## 利用の決定

申請後、**約2週間程度**で南城市より「南城市産後ケア事業承認通知書(利用券)」が届きます。内容を確認してください。

## 産後ケアの利用

「南城市産後ケア事業承認通知書(利用券)」が届きましたら、利用券に記載されている**実施機関へご自身で連絡を行い**、利用日及びケア内容の調整をして下さい。

※途中で利用を中断した場合や、利用予定日前日17時までにキャンセル・日程変更の連絡がない場合は、キャンセル料が発生いたします。また、産後ケアを1回利用したものとみなします。

※申請時の産後ケア内容を変更する場合は、「変更申請書」を南城市へ提出下さい。「利用変更承認通知通知書(利用券)」が届いてから利用券に記載されている実施期間へ連絡して下さい。変更後は前の利用券は使用できません。ご注意下さい。

## 利用料金支払い

自己負担額、キャンセル料は、ケアを実施した助産師または施設に、当日、直接お支払いください。

★産後ケアだけでなく、担当保健師が産後～乳幼児期における子育てをサポートします。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ・相談先】

南城市役所 健康増進課 母子保健係

TEL: 098-917-5324 (土・日・祝祭日を除く、8:30~17:15)